契約書別紙

この契約書別紙は、「契約書」の条項に基づき、保護者及び乳幼児の個別の事項を定めます。

（利用時間等）（利用契約書第7条関係）

第1条

1　利用時間　（1号認定）月曜日から金曜日までの9時00分から14時00分まで

（保育標準時間認定）月曜日から土曜日までの7時30分から18時30分まで

（保育短時間認定）月曜日から土曜日までの8時から16時まで

2　利用時間の延長

上記の契約時間を超えて、開所時間内に保育が必要になった場合は、保護者は事前に事業者へ連絡し、延長保育の扱いとします。

（利用者負担（保育料）等）（利用契約書第8条関係）

第2条

保護者は、事業者が提供する教育・保育の対価として、次のとおり利用者負担（保育料）等を支払うものとします。

1　月額の保育料　「特定教育・保育施設等利用者負担額決定通知書」に定められた額

（3号認定）前条第1項の契約時間内の保育、昼食代、おやつ代を含みます。

（1・2号認定については法定代理受領となります）

2　施設整備費、研修充実費

3歳児　80,000円　　4歳児　70,000円　　5歳児　60,000円

3　職員配置充実費（1・2号月額）　5,000 円

4　給食費 1号認定（月額）　4,000 円

2号認定（月額）　9,000 円

5　冷暖房費（1・2号月額）　500 円

6　その他の利用料

- 延長保育料（1号2・3号短時間）　200 円　（1時間当たり、 消費税を含む。）
- 延長保育料（2・3号）　300 円　（18:30～19:00 消費税を含む。）
- 延長保育料（2・3号）　500 円　（19:00～19:30　消費税を含む.）
- 延長保育料（2・3号）　4,000 円　（18:30～19:30　1ヶ月間）
- 補食代（おやつ）（1号認定）　100 円　（1回当たり、消費税を含む。）
- 絵本代　実費 円
- 母の会会費　1・2号認定　500 円

3号認定　700 円

- その他保育に必要とする物　実費 円　（消費税を含む。）

（利用者負担（保育料）等の支払）（利用契約書第9条関係）

第3条

保護者は、事業者に第2条の利用者負担（保育料）等について、次の方法により支払うものとします。

1　月額の保育料　口座振替

2　その他の利用料　口座振替・現金支払い

3　退所する場合の精算料金　口座振替・現金支払い

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、保護者、事業者は記名押印の上、その1通を保有するものとします。

令和　　年　　月　　日

乳幼児

＜氏名＞

保護者

＜住所＞

＜氏名＞　　印

事業者

＜所在地＞　埼玉県さいたま市浦和区領家7丁目2番14号

＜事業者名＞　学校法人シャローム学園　ひかり認定こども園

＜代表者＞　理事長　橋本 孝　　印